



情報(第38号)



平成30年11月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com>

審査請求・再審査請求



1 審査請求

本年 9 月、障害基礎年金が不支給となったお客様から委託を受け、10 月末に審査請求を行いました。

当方は、前職が社会保険庁・日本年金機構でしたから、障害年金をはじめとして各種給付金の支給決定処分又は不支給処分を担当する立場にありました。社会保険労務士となり、立場が逆転したことになり、少々感慨深いものがありました。

2 審査請求の教示

例えば、従業員の採用により、日本年金機構へ資格取得届を提出すると、健康保険・厚生年金保険資格確認通知書及び標準報酬決定通知書が送付されてきます。この中には、「この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に文書又は口頭で、社会保険審査官に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 2 か月以内に社会保険審査会に再審査請求できます（以下略）」と説明文があり、これを審査請求の教示と呼びます。

3 行政処分の適正化と国民の救済

日本年金機構や労働局など、行政が行う支給決定や不支給決定は行政処分です。その行政処分に不服のある者は不服を申し立てることができ、これにより違法・不当な行政処分を是正し排除する請求手続きが審査請求及び再審査請求です。

社会保険制度では、行政機関である社会保険審査官へ審査請求し、更に社会保険審査会へ再審査請求することができ、この決定に不服があるときは、裁判所へ行政処分の取消しを求めることができます。

社会保険審査官と社会保険審査会での審査請求及び再審査請求によって認められず、裁判所でひっくり返えることも再三あります。

このような仕組みによって違法・不当な行政処分から国民を救済し、また、行政側では審査請求や判決においても支持される行政処分をしなければならないとの意識が生まれる効果があるわけです。

4 審査請求の前置

行政処分、審査請求と小難しい字句が並んでいるところに「審査請求の前置」と記しました。適当に置き換える表記がありません。多くの行政処分では、不服があるからといって直ちに裁判所に訴えることはできず、まずは審査請求によらなければなりません。このことを審査請求前置主義と呼びます。

本誌 029 号の遺族厚生年金の不支給処分（重婚的内縁関係の事案）は、社会保険審査官及び社会保険審査会とも内縁の妻からの請求を棄却したところ、裁判所でひっくり返った事案です（名古屋高判平 29. 11. 2 判時 2365-37）。

5 審査請求と裁判

違法・不当な行政処分から国民を救済するというときに、行政に悪意があるという意味ではなく、事実の認定が異なり、また、解釈が異なることがあるわけで、結果的に違法であったということになります。

前項の事案では、審査請求及び再審査請求の手続きを踏んでいます。当時は、この二つを経ないと裁判所へ訴えることができなかつたところ、現在では、審査請求によって棄却されたときは、再審査請求をせずに裁判とすることもできます。

労働保険においてもほぼ同様で、労災保険関係では労働者災害補償審査官、雇用保険では、雇用保険審査官へ審査請求でき、更に労働保険審査会へ再審査請求ができます。労働者災害補償審査官又は雇用保険審査官で棄却された段階で裁判とすることができることも同じです。

6 審査請求における注意事項

2 に示したとおり、審査請求をするには、3 か月以内という制約があります。これを過ぎると、審査請求書を提出してもその中身を審査するまでもなく、それが却下されてしまいます。審査請求前置ですから、審査請求ができない以上、裁判をすることもできなくなります。仮に、審査請求や裁判で争えば請求が認められた事案であったとしても、もはやその行政処分は確定してしまうのです。

したがって、行政処分があったことを知り、それに不服があるときは、直ちに行動を起こすべきです。審査請求や裁判は、一個人でも可能ですが、専門家に依頼しなければ困難です。

7 解釈をめぐる攻防

仮に、資格取得届を 11 月 1 日付けで提出したところ、誤って 10 月 1 日で決定されたというときは、審査請求と言わずとも日本年金機構に申し出をすると、取消して再度行政処分を行います（行政は自ら行政処分を取消しできます）。

遺族年金のように生計維持関係があるのか、労災保険におけるところの業務上か否かという解釈に関わる部分が審査請求や裁判となります。社会保険審査官は 1 名、社会保険審査会では 3 名の審査委員で決定をしています。4 名が不支給処分を支持しても地方裁判所の判断が異なると（裁判官は 1 名が通常）ひっくり返ります。また、最高裁判所でひっくり返ったとなればその解釈が確定しますから影響力は甚大です。故に、当法人では、常に判例を注視しています。

今後とも、不支給処分などの審査請求や裁判にも対処できるよう精進してまいります。

当法人では、審査請求のご相談を承っております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦 井上 隆興
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com/>